

令和6年度第11回教育委員会定例会
議事日程及び議案等

令和7年2月6日（木）

16時00分

於：女性第一・第二研修室

議事日程

令和7年2月6日(木) 16時00分
女性第一・第二研修室

- 1 開 会
- 2 会議成立の宣告
- 3 会議録署名者の指名
- 4 会議の公開等について
- 5 議案審査順

公開予定(案)

- 定第41号議案 代決処分の承認を求める件
〔工事請負契約締結に係る議案についての意見申出(吉野東中学校校舎増築その他本体工事)について〕
- 定第42号議案 代決処分の承認を求める件
〔特別職の職員の給与に関する条例等一部改正に係る議案についての意見申出について〕
- 定第43号議案 代決処分の承認を求める件
〔令和6年度鹿児島市一般会計補正予算(第8号)(教育委員会関係分)に係る議案についての意見申出について〕
- 報告事項(2) 令和7年度鹿児島玉龍中学校入学者選抜について

非公開予定(案)

- 定第44号議案 鹿児島市立科学館条例一部改正に係る議案についての意見に関する件
- 定第45号議案 鹿児島市立ふるさと考古歴史館条例一部改正に係る議案についての意見に関する件
- 定第46号議案 旧島津氏玉里邸庭園条例一部改正に係る議案についての意見に関する件
- 定第47号議案 旧鹿児島紡績所技師館条例一部改正に係る議案についての意見に関する件
- 定第48号議案 鹿児島市立美術館条例一部改正に係る議案についての意見に関する件
- 定第49号議案 鹿児島市公民館条例一部改正に係る議案についての意見に関する件
- 定第50号議案 鹿児島市生涯学習プラザ条例一部改正に係る議案についての意見に関する件
- 定第51号議案 かごしま文化工芸村条例一部改正に係る議案についての意見に関する件
- 定第52号議案 鹿児島市公園条例一部改正に係る議案についての意見に関する件
- 定第53号議案 鹿児島市職員定数条例一部改正(教育委員会関係分)に係る議案についての意見に関する件

定第 5 4 号議案 鹿児島市青少年問題協議会条例及び鹿児島市いじめ問題等調査委員会
条例一部改正に係る議案についての意見に関する件

定第 5 5 号議案 職員の育児休業等に関する条例等一部改正（教育委員会関係分）に係
る議案についての意見に関する件

定第 5 6 号議案 令和 7 年度鹿児島市一般会計予算（教育委員会関係分）に係る議案に
ついての意見に関する件

報告事項(1) 鹿児島市指定文化財の指定に係る鹿児島市文化財審議会への諮問につ
いて

報告事項(3) 令和 7・8 年度「はたちの集い」について

6 その他

7 閉 会

定第41号議案

代決処分の承認を求める件

工事請負契約締結に係る議案についての意見申出（吉野東中学校校舎増築その他本体工事）について、鹿児島市教育委員会事務委任等規則第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり代決したので、同条第2項の規定により、これを報告し、その承認を求める。

令和7年2月6日

提 出

鹿児島市教育委員会

教育長 原之園 哲哉

記

工事請負契約締結に係る議案については、同意する。

(参 照)

1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育委員会の意見聴取）

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

2 鹿児島市教育委員会事務委任等規則（抜粋）

（代決）

第4条 教育長は、緊急止むを得ないときは、第2条各号の教育委員会の権限に属する事務を代行することができる。

2 教育長は、前項の規定により教育委員会の権限に属する事務を代行したときは、すみやかに教育委員会に報告し、その承認を受けなければならない。

教施 第 190 号
令和 7 年 1 月 22 日

鹿児島市教育委員会
教育長 原之園 哲哉 殿

鹿児島市長 下鶴 隆央
(管理部施設課扱い)

市議会に提出する議案の作成について（意見聴取）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき、下記の議案を作成する
について、貴委員会の意見を求めます。

記

- ・ 工事請負契約締結の件（吉野東中学校校舎増築その他本体工事）

教施 第190-2号
令和7年1月22日

鹿児島市長 下鶴 隆央 殿

鹿児島市教育委員会
教育長 原之園 哲哉

市議会に提出する議案の作成について（回答）

令和7年1月22日付け教施第190号で当委員会に意見を求められた下記の市議会に提出する議案の作成については、貴案のとおり同意します。

記

- ・ 工事請負契約締結の件（吉野東中学校校舎増築その他本体工事）

定第72号議案

工事請負契約締結の件

吉野東中学校校舎増築その他本体工事につき、次のとおり工事請負契約を締結する。

令和7年2月10日

提 出

鹿児島市長 下 鶴 隆 央

記

- 1 工 事 名 吉野東中学校校舎増築その他本体工事
- 2 工 事 場 所 鹿児島市吉野町5003番地
- 3 構 造 等 鉄筋コンクリート造 4階建
延床面積 891平方メートル
- 4 契 約 金 額 242,550,000円
- 5 契約の相手方 鹿児島市下荒田四丁目16番5号
阿久根建設株式会社

(提案理由)

吉野東中学校校舎増築その他本体工事請負契約を締結するについて、議会の議決を求めるものである。

(参 照)

- 1 鹿児島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抜粋）
（議会の議決に付すべき契約）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格225,000,000円以上の工事又は製造の請負とする。

2 工事期間

着工の日から令和8年3月19日まで

3 入札状況（令和6年12月18日総合評価一般競争入札（制限付き））

入札者	入札書記載金額	評価点	評価値	摘要
丸福建設株式会社	辞退			
中央建設株式会社	234,000,000 ^円	105.9 ^点	45.2564	
株式会社新生組	233,080,000	107.3	46.0357	
第一建設株式会社	225,500,000	105.2	46.2470	
米盛建設株式会社	240,000,000	108.5	45.2083	
阿久根建設株式会社	220,500,000	108.8	46.8009	落札
森建設株式会社	221,323,000	107.5	46.4060	
株式会社クリエーション橋	238,700,000	104.0	43.5693	

4 契約金額

契約金額は、落札者の入札書記載金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）である。

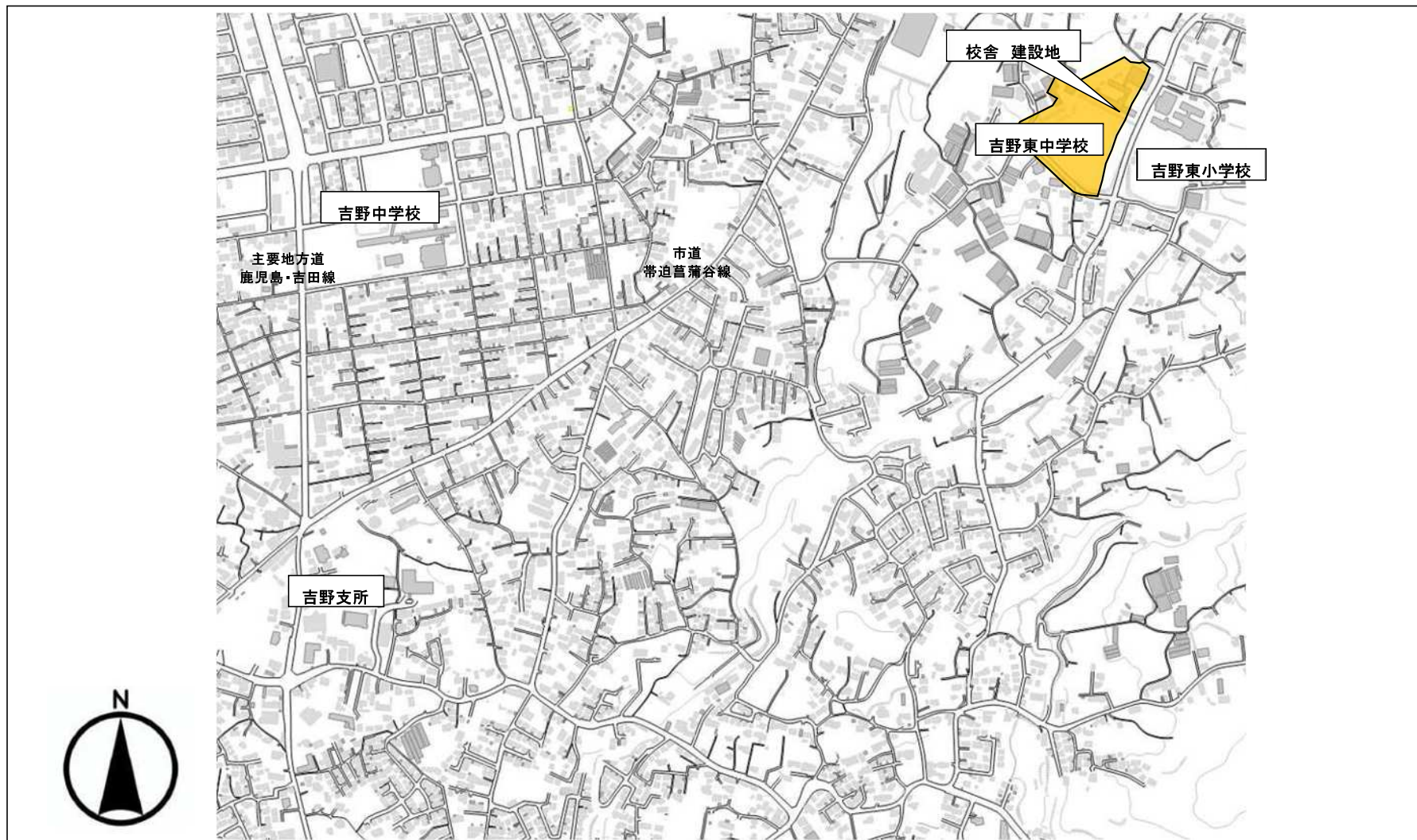
議 案 説 明 資 料

R7-1定

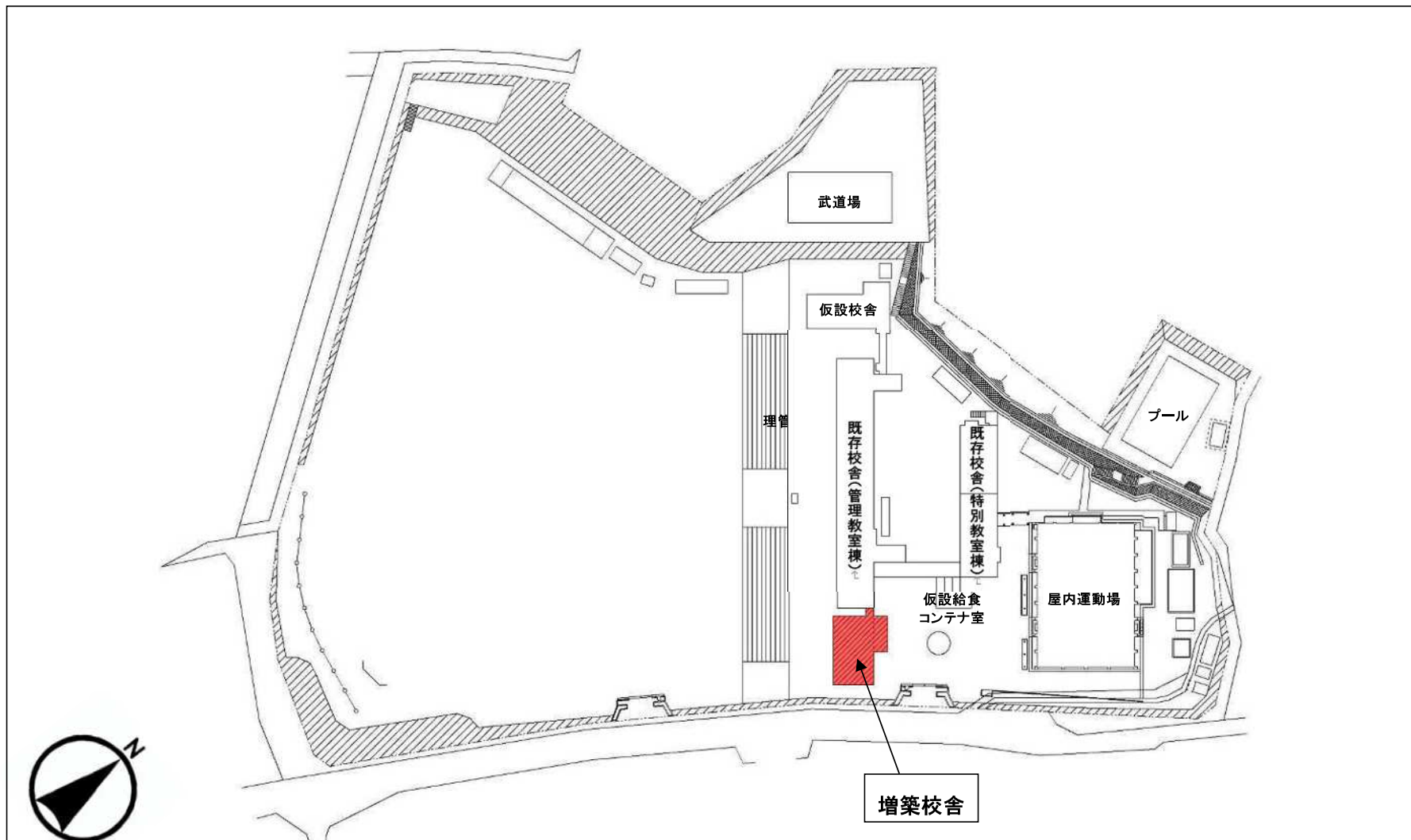
(施設課)

1	議案の件名	工事請負契約締結の件																		
2	提案理由	吉野東中学校校舎増築その他本体工事請負契約を締結するについて、議会の議決を求めるものである。																		
3	議案の概要	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">(1) 工事名</td> <td>吉野東中学校校舎増築その他本体工事</td> </tr> <tr> <td>(2) 工事場所</td> <td>鹿児島市吉野町5003番地</td> </tr> <tr> <td>(3) 構造</td> <td>鉄筋コンクリート造 4階建</td> </tr> <tr> <td>(4) 延床面積</td> <td>891平方メートル</td> </tr> <tr> <td>(5) 入札日</td> <td>令和6年12月18日</td> </tr> <tr> <td>(6) 契約方法</td> <td>総合評価一般競争入札 (制限付き)</td> </tr> <tr> <td>(7) 契約金額</td> <td>242,550,000円</td> </tr> <tr> <td>(8) 契約の相手方</td> <td>鹿児島市下荒田四丁目16番5号 阿久根建設株式会社</td> </tr> <tr> <td>(9) 工事期間</td> <td>着工の日から令和8年3月19日まで</td> </tr> </table>	(1) 工事名	吉野東中学校校舎増築その他本体工事	(2) 工事場所	鹿児島市吉野町5003番地	(3) 構造	鉄筋コンクリート造 4階建	(4) 延床面積	891平方メートル	(5) 入札日	令和6年12月18日	(6) 契約方法	総合評価一般競争入札 (制限付き)	(7) 契約金額	242,550,000円	(8) 契約の相手方	鹿児島市下荒田四丁目16番5号 阿久根建設株式会社	(9) 工事期間	着工の日から令和8年3月19日まで
(1) 工事名	吉野東中学校校舎増築その他本体工事																			
(2) 工事場所	鹿児島市吉野町5003番地																			
(3) 構造	鉄筋コンクリート造 4階建																			
(4) 延床面積	891平方メートル																			
(5) 入札日	令和6年12月18日																			
(6) 契約方法	総合評価一般競争入札 (制限付き)																			
(7) 契約金額	242,550,000円																			
(8) 契約の相手方	鹿児島市下荒田四丁目16番5号 阿久根建設株式会社																			
(9) 工事期間	着工の日から令和8年3月19日まで																			
4	経緯等	<p>1 経緯 吉野東中学校は、周辺の宅地化の進行に伴う生徒数増加により、教室数が不足し、仮設校舎を設置して対応しているが、今後も続く教室不足に対応するため、校舎増築を行い、教育環境の整備充実を図る。</p> <p>2 スケジュール</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">令和5年度</td> <td>実施設計</td> </tr> <tr> <td>令和6年10月</td> <td>入札不調</td> </tr> <tr> <td>令和6年12月</td> <td>再入札</td> </tr> <tr> <td>令和7年 2月</td> <td>着工 (予定)</td> </tr> <tr> <td>令和8年 3月</td> <td>竣工 (予定)</td> </tr> <tr> <td>令和8年 4月</td> <td>供用開始 (予定)</td> </tr> </table>	令和5年度	実施設計	令和6年10月	入札不調	令和6年12月	再入札	令和7年 2月	着工 (予定)	令和8年 3月	竣工 (予定)	令和8年 4月	供用開始 (予定)						
令和5年度	実施設計																			
令和6年10月	入札不調																			
令和6年12月	再入札																			
令和7年 2月	着工 (予定)																			
令和8年 3月	竣工 (予定)																			
令和8年 4月	供用開始 (予定)																			
5	その他	<p>関係法令 鹿児島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 (抜粋) (議会の議決に付すべき契約)</p> <p>第2条 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格225,000,000円以上の工事又は製造の請負とする。</p>																		

■ 付近見取図 ■

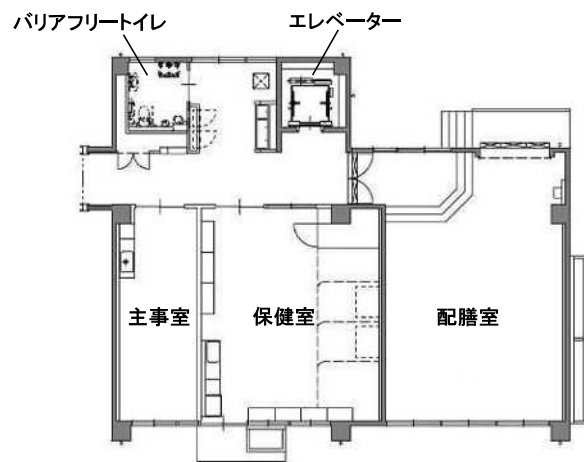


■ 配置図 ■

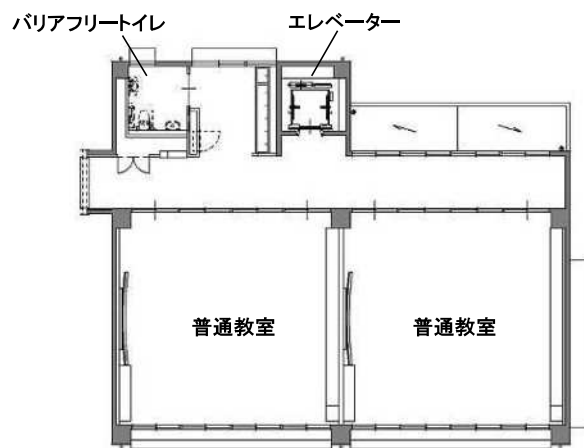


■ 1 - 2階 平面図 ■

1階平面図

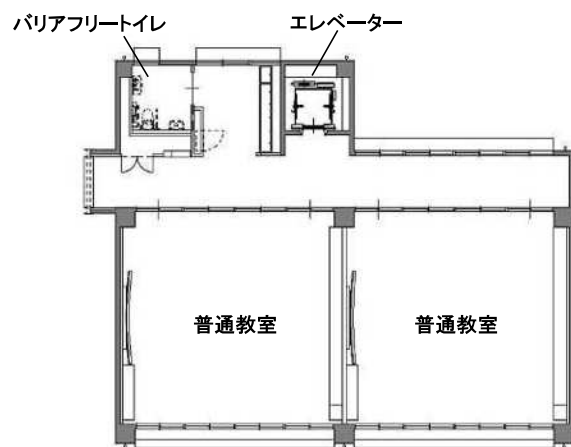


2階平面図

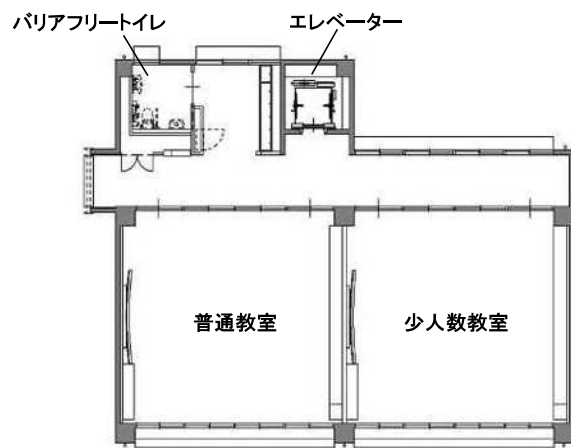


■ 3 - 4 階 平面図 ■

3階平面図



4階平面図



■ 外観イメージパース ■



定第42号議案

代決処分の承認を求める件

特別職の職員の給与に関する条例等一部改正に係る議案の意見申出について、鹿児島市教育委員会事務委任等規則第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり代決したので、同条第2項の規定により、これを報告し、その承認を求める。

令和7年2月6日

提 出

鹿児島市教育委員会

教育長 原之園 哲哉

記

特別職の職員の給与に関する条例等一部改正に係る議案については、同意する。

(参 照)

1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育委員会の意見聴取）

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

2 鹿児島市教育委員会事務委任等規則（抜粋）

（代決）

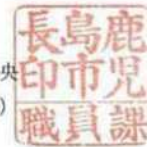
第4条 教育長は、緊急止むを得ないときは、第2条各号の教育委員会の権限に属する事務を代行することができる。

2 教育長は、前項の規定により教育委員会の権限に属する事務を代行したときは、すみやかに教育委員会に報告し、その承認を受けなければならない。

職員第161号
令和7年1月15日

鹿児島市教育委員会
教育長 原之園 哲哉 殿

鹿児島市長 下鶴 隆央
(職員課 扱い)



市議会に提出する議案の作成について（意見聴取）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、下記の議案の作成について、貴委員会の意見を求めます。

記

- 1 特別職の職員の給与に関する条例等一部改正の件
(特別職の職員の給与に関する条例一部改正の部分)
 - (1) 鹿児島市教育長の令和6年12月期の期末手当の支給割合を「100分の170」から「100分の175」に改正するもの。
 - (2) 令和7年6月以降に鹿児島市教育長に支給する期末手当の支給割合を「100分の175」から「100分の172.5」に改正するもの。

教総第476-2号
令和7年1月20日

鹿児島市長 下鶴 隆央 殿

鹿児島市教育委員会
教育長 原之園 哲哉



市議会に提出する議案の作成について（回答）

令和7年1月15日付け職員第161号で当委員会に意見を求められた下記の議案については、貴案のとおり作成することに同意します。

記

特別職の職員の給与に関する条例等一部改正の件

特別職の職員の給与に関する条例等一部改正の件

特別職の職員の給与に関する条例等の一部を次のように改正する。

令和7年2月10日

提 出

鹿児島市長 下 鶴 隆 央

特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 特別職の職員の給与に関する条例(昭和42年条例第22号)の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の170」を「100分の175」に改める。

第2条 特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

(鹿児島市公営企業の管理者の給与等に関する条例の一部改正)

第3条 鹿児島市公営企業の管理者の給与等に関する条例(昭和42年条例第24号)の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の170」を「100分の175」に改める。

第4条 鹿児島市公営企業の管理者の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

(鹿児島市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第5条 鹿児島市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(平成20年条例

第35号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項ただし書中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の170」を「100分の175」に改める。

第6条 鹿児島市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項ただし書中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

付 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する条例、第3条の規定による改正後の鹿児島市公営企業の管理者の給与等に関する条例及び第5条の規定による改正後の鹿児島市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（以下「改正後の各条例」という。）の規定は、令和6年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の各条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の特別職の職員の給与に関する条例、第3条の規定による改正前の鹿児島市公営企業の管理者の給与等に関する条例及び第5条の規定による改正前の鹿児島市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後の各条例の規定による期末手当の内払とみなす。

(提案理由)

特別職の職員に支給される期末手当の支給割合について、国の指定職職員に準じて改めるものである。

(参 照)

1 特別職の職員の給与に関する条例（抜粋）

第4条 特別職の職員の期末手当の額は、給料月額及び給料月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、職員の給与に関する条例(昭和42年条例第25号)第22条の規定により期末手当を受ける職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、同条第2項中「100

分の 122.5」とあるのは、「100 分の 170」とする。

2 鹿児島市公営企業の管理者の給与等に関する条例（抜粋）

（期末手当）

第 4 条 管理者の期末手当の額は、給料月額、地域手当の月額並びに給料月額及び地域手当の月額の合計額に 100 分の 20 を乗じて得た額の合計額に、職員の給与に関する条例(昭和 42 年条例第 25 号)第 22 条の規定により期末手当を受ける職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、同条第 2 項中「100 分の 122.5」とあるのは、「100 分の 170」とする。

3 鹿児島市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（抜粋）

（期末手当）

第 6 条 1 略す

2 期末手当の額は、議員報酬の月額及び議員報酬の月額に 100 分の 20 を乗じて得た額の合計額に、職員の給与に関する条例(昭和 42 年条例第 25 号)第 22 条の規定により期末手当を受ける職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、同条第 2 項中「100 分の 122.5」とあるのは、「100 分の 170」とする。

3 略す

議 案 説 明 資 料

R7-1定

(総務部職員課)

1	議案の件名	特別職の職員の給与に関する条例等一部改正の件																			
2	提案理由	特別職の職員に支給される期末手当の支給割合について、国の指定職職員に準じて改めるものである。																			
3	議案の概要	<p>(1) 改正する条例</p> <p>① 特別職の職員の給与に関する条例</p> <p>② 鹿児島市公営企業の管理者の給与等に関する条例</p> <p>③ 鹿児島市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例</p> <p>(2) 改正内容</p> <p>市長、副市長、教育長、常勤の監査委員、公営企業の管理者及び市議会議員の期末手当の支給割合を次のとおり改定する。</p> <p>① 令和6年度 (単位：月) 12月期：1.7月 → 1.75月 (+0.05月)</p> <p>② 令和7年度以降 (現行との比較) 6月期：1.7月 → 1.725月 (+0.025月) 12月期：1.7月 → 1.725月 (+0.025月)</p> <p>(3) 施行日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(2)①は、公布の日 (令和6年12月1日から適用) ・(2)②は、令和7年4月1日 <p>※ () は現行との比較</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">支給時期</th> <th rowspan="2">現行</th> <th colspan="2">改正案</th> </tr> <tr> <th>6年度</th> <th>7年度以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月期</td> <td>1.7</td> <td>1.7</td> <td>1.725 (+0.025)</td> </tr> <tr> <td>12月期</td> <td>1.7</td> <td>1.75 (+0.05)</td> <td>1.725 (+0.025)</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>3.4</td> <td>3.45 (+0.05)</td> <td>3.45 (+0.05)</td> </tr> </tbody> </table>	支給時期	現行	改正案		6年度	7年度以降	6月期	1.7	1.7	1.725 (+0.025)	12月期	1.7	1.75 (+0.05)	1.725 (+0.025)	合計	3.4	3.45 (+0.05)	3.45 (+0.05)
支給時期	現行	改正案																			
		6年度	7年度以降																		
6月期	1.7	1.7	1.725 (+0.025)																		
12月期	1.7	1.75 (+0.05)	1.725 (+0.025)																		
合計	3.4	3.45 (+0.05)	3.45 (+0.05)																		
4	経緯等	<p>(1) 人事院勧告 令和6年8月8日</p> <p>(2) 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律 令和6年12月25日公布・施行</p>																			

第1条 特別職の職員の給与に関する条例（昭和42年条例第22号） 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>第4条 特別職の職員の期末手当の額は、給料月額及び給料月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、職員の給与に関する条例（昭和42年条例第25号）第22条の規定により期末手当を受ける職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、同条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは、「<u>100分の170</u>」とする。</p>	<p>第4条 特別職の職員の期末手当の額は、給料月額及び給料月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、職員の給与に関する条例（昭和42年条例第25号）第22条の規定により期末手当を受ける職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、同条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは、「<u>100分の175</u>」とする。</p>	<p>支給割合の改定</p>

第2条 特別職の職員の給与に関する条例（昭和42年条例第22号） 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>第4条 特別職の職員の期末手当の額は、給料月額及び給料月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、職員の給与に関する条例（昭和42年条例第25号）第22条の規定により期末手当を受ける職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、同条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは、「<u>100分の175</u>」とする。</p>	<p>第4条 特別職の職員の期末手当の額は、給料月額及び給料月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、職員の給与に関する条例（昭和42年条例第25号）第22条の規定により期末手当を受ける職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、同条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「<u>100分の172.5</u>」とする。</p>	<p>支給割合の改定</p>

第3条 鹿児島市公営企業の管理者の給与等に関する条例（昭和42年条例第24号） 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 管理者の期末手当の額は、給料月額、地域手当の月額並びに給料月額及び地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、職員の給与に関する条例（昭和42年条例第25号）第22条の規定により期末手当を受ける職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、同条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは、「<u>100分の170</u>」とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 管理者の期末手当の額は、給料月額、地域手当の月額並びに給料月額及び地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、職員の給与に関する条例（昭和42年条例第25号）第22条の規定により期末手当を受ける職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、同条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは、「<u>100分の175</u>」とする。</p>	<p>支給割合の改定</p>

第4条 鹿児島市公営企業の管理者の給与等に関する条例（昭和42年条例第24号） 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 管理者の期末手当の額は、給料月額、地域手当の月額並びに給料月額及び地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、職員の給与に関する条例（昭和42年条例第25号）第22条の規定により期末手当を受ける職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、同条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは、「<u>100分の175</u>」とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 管理者の期末手当の額は、給料月額、地域手当の月額並びに給料月額及び地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、職員の給与に関する条例（昭和42年条例第25号）第22条の規定により期末手当を受ける職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、同条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「<u>100分の172.5</u>」とする。</p>	<p>支給割合の改定</p>

第5条 鹿児島市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成20年条例第35号） 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>(期末手当)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、議員報酬の月額及び議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、職員の給与に関する条例（昭和42年条例第25号）第22条の規定により期末手当を受ける職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、同条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは、「<u>100分の170</u>」とする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、議員報酬の月額及び議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、職員の給与に関する条例（昭和42年条例第25号）第22条の規定により期末手当を受ける職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、同条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは、「<u>100分の175</u>」とする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>支給割合の改定</p>

第6条 鹿児島市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成20年条例第35号） 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>(期末手当)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、議員報酬の月額及び議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、職員の給与に関する条例（昭和42年条例第25号）第22条の規定により期末手当を受ける職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、同条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは、「<u>100分の175</u>」とする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、議員報酬の月額及び議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、職員の給与に関する条例（昭和42年条例第25号）第22条の規定により期末手当を受ける職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、同条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「<u>100分の172.5</u>」とする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>支給割合の改定</p>

定第43号議案

代決処分の承認を求める件

令和6年度鹿児島市一般会計補正予算(第8号)中、教育委員会関係分の意見申出について、鹿児島市教育委員会事務委任等規則第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり代決したので、同条第2項の規定により、これを報告し、その承認を求める。

令和7年2月6日

提 出

鹿児島市教育委員会

教育長 原之園 哲哉

記

令和6年度鹿児島市一般会計補正予算(第8号)中、教育委員会関係分に係る議案については、同意する。

(参 照)

1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(抜粋)

(教育委員会の意見聴取)

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

2 鹿児島市教育委員会事務委任等規則(抜粋)

(代決)

第4条 教育長は、緊急止むを得ないときは、第2条各号の教育委員会の権限に属する事務を代行することができる。

2 教育長は、前項の規定により教育委員会の権限に属する事務を代行したときは、すみやかに教育委員会に報告し、その承認を受けなければならない。

教総 第 494 号

令和 7 年 1 月 23 日

鹿児島市教育委員会
教育長 原之園 哲哉 殿

鹿児島市長 下鶴 隆央
(管理部総務課扱い)

市議会に提出する議案の作成について（意見聴取）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき、下記の議案を作成するについて、貴委員会の意見を求めます。

記

- ・ 令和 6 年度鹿児島市一般会計補正予算（教育委員会関係分）

教総 第494-2号
令和7年1月23日

鹿児島市長 下鶴 隆央 殿

鹿児島市教育委員会
教育長 原之園 哲哉

市議会に提出する議案の作成について（回答）

令和7年1月23日付け教総第494号で当委員会に意見を求められた下記の市議会に提出する議案の作成については、貴案のとおり同意します。

記

- ・ 令和6年度鹿児島市一般会計補正予算（教育委員会関係分）

定第43号議案 令和6年度鹿児島市一般会計補正予算（第8号）〔教育委員会関係分〕

1 歳入・歳出予算 補正
【歳出予算】

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補 正 前 の 予 算 額	補 正 予 算 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳				説 明
				特 定 財 源			一般財源	
				国(県)支出金	地方債	その他		
教 育 費	20,790,598	5,538,892	26,329,490	1,397,521	4,045,400	2,112	93,859	
教育総務費	5,407,701	535,464	5,943,165	96,606	366,000	1,638	71,220	
教育委員会費	7,758	253	8,011	0	0	1	252	
教育委員会費	7,758	253	8,011	0	0	1	252	人件費
事務局費	2,533,477	422,337	2,955,814	92,674	366,000	6	△ 36,343	
職員費	881,397	2,967	884,364	0	0	0	2,967	人件費
一般事務費（総務課）	14,354	919	15,273	0	0	6	913	人件費
一般事務費（学務課）	4,175	295	4,470	0	0	0	295	人件費
就学事務経費	3,418	303	3,721	0	0	0	303	人件費
教育総合センター庁舎管理費	45,578	△ 1,196	44,382	0	0	0	△ 1,196	事業費の決定見込みによる
教職員住宅等管理事業（拡充分）	20,322	△ 3,477	16,845	0	△ 3,100	0	△ 377	事業費の決定見込みによる
学校運営協議会設置事業	10,256	△ 1,464	8,792	0	0	0	△ 1,464	事業費の決定見込みによる
桜島学校整備推進事業	1,527,232	423,990	1,951,222	91,479	369,100	0	△ 36,589	事業費の決定見込みによる 財源組替
学校給食費等管理システム整備事業	2,390	0	2,390	1,195	0	0	△ 1,195	財源組替

教育指導費	2,608,290	112,874	2,721,164	3,932	0	1,631	107,311	
教員業務支援員（スクールサポートスタッフ）配置事業	26,318	2,374	28,692	0	0	0	2,374	人件費
事務管理（学校教育課）	11,682	1,123	12,805	0	0	6	1,117	人件費
学校教育指導事業	3,335	35	3,370	0	0	0	35	人件費
学校図書館運営事業	421,929	40,917	462,846	0	0	233	40,684	人件費
学校校務支援事業	223,454	25,421	248,875	0	0	147	25,274	人件費
国際理解教育の推進事業	182,892	370	183,262	0	0	2	368	人件費
市立高等学校就職サポート事業	3,108	15	3,123	0	0	0	15	人件費
特別支援教育体制推進事業	336,899	31,690	368,589	0	0	178	31,512	人件費
特別支援教育体制推進事業（拡充分）	26,615	1,983	28,598	0	0	11	1,972	人件費
スクールソーシャルワーカー活用事業	24,145	729	24,874	0	0	4	725	人件費
フレンドシップ（教育支援センター）支援事業	63,820	4,440	68,260	0	0	18	4,422	人件費
フレンドシップ体験交流事業	918	22	940	0	0	0	22	人件費
フレンドステップ・メタバース導入事業	3,641	277	3,918	0	0	1	276	人件費
学校ICT推進センター管理運営・機材整備事業	8,175	587	8,762	0	0	2	585	人件費
教育の情報化推進事業（報酬分）	14,563	1,328	15,891	0	0	6	1,322	人件費
電子黒板整備事業	38,343	△ 3,324	35,019	△ 5,843	0	0	2,519	事業費の決定見込みによる

	教育相談の充実	63,667	3,962	67,629	8,083	0	20	△ 4,141	人件費 財源組替	3,962
	フレンドルーム(校内教育支援センター)支援事業	10,738	925	11,663	1,692	0	3	△ 770	人件費 財源組替	925
	I C T環境整備事業	801,092	0	801,092	0	0	1,000	△ 1,000	財源組替	
小学校費		4,871,484	1,627,788	6,499,272	505,506	1,222,200	282	△ 100,200		
	学校管理費	2,312,545	9,056	2,321,601	0	0	276	8,780		
	職員費	765,313	12,304	777,617	0	0	0	12,304	人件費	
	嘱託員費	477,383	45,986	523,369	0	0	276	45,710	人件費	
	施設維持管理費	179,115	△ 27,000	152,115	0	0	0	△ 27,000	事業費の決定見込みによる	
	学校運営費	799,635	△ 22,234	777,401	0	0	0	△ 22,234	事業費の決定見込みによる	
	教育振興費	790,488	△ 9,928	780,560	80	0	1	△ 10,009		
	就学援助事業	542,235	△ 9,928	532,307	80	0	1	△ 10,009	人件費 事業費の決定見込みによる	199 △ 9,928
	学校建設費	1,768,451	1,628,660	3,397,111	505,426	1,222,200	5	△ 98,971		
	大規模改造等備品整備事業(小学校費)	12,382	△ 1,897	10,485	0	0	0	△ 1,897	事業費の決定見込みによる	
	校舎・屋体等整備事業	1,157,619	1,633,445	2,791,064	498,097	1,192,500	5	△ 57,157	人件費 事業費の決定見込みによる 補助内示見込みによる	968 △ 66,088 1,699,533
	空調設備整備事業	25,353	37,131	62,484	7,329	29,700	0	102	補助内示見込みによる	
	校舎建替事業	182,563	△ 36,945	145,618	0	0	0	△ 36,945	事業費の決定見込みによる	
	小学校体育施設整備事業	3,074	△ 3,074	0	0	0	0	△ 3,074	事業費の決定見込みによる	

中学校費	2,510,024	3,229,052	5,739,076	787,591	2,363,800	59	77,602	
学校管理費	895,443	△ 4,501	890,942	0	0	59	△ 4,560	
職員費	265,651	4,385	270,036	0	0	0	4,385	人件費
嘱託員費	112,105	9,894	121,999	0	0	59	9,835	人件費
施設維持管理費	93,479	△ 13,400	80,079	0	0	0	△ 13,400	事業費の決定見込みによる
学校運営費	391,018	△ 5,380	385,638	0	0	0	△ 5,380	事業費の決定見込みによる
教育振興費	588,446	156,674	745,120	△ 217	0	0	156,891	
就学援助事業	447,174	△ 4,923	442,251	△ 217	0	0	△ 4,706	事業費の決定見込みによる
教師用教科書・指導書購入費(中学校費)	0	161,597	161,597	0	0	0	161,597	
学校建設費	1,026,135	3,076,879	4,103,014	787,808	2,363,800	0	△ 74,729	
大規模改造等備品整備事業(中学校費)	13,338	△ 5,846	7,492	0	0	0	△ 5,846	事業費の決定見込みによる
校舎・屋体等整備事業	286,237	1,458,931	1,745,168	428,661	1,046,400	0	△ 16,130	事業費の決定見込みによる 補助内示見込みによる △17,202 1,476,133
空調設備整備事業	25,637	130,414	156,051	30,517	99,200	0	697	補助内示見込みによる
校舎建替事業	416,642	1,493,380	1,910,022	328,630	1,218,200	0	△ 53,450	事業費の決定見込みによる 補助内示見込みによる △53,919 1,547,299

高等学校費	2,851,089	106,997	2,958,086	13,603	47,000	11	46,383	
学校管理費	2,613,331	46,297	2,659,628	0	0	11	46,286	
職員費	2,378,140	52,219	2,430,359	0	0	0	52,219	人件費
図書事務嘱託員費	18,717	1,788	20,505	0	0	11	1,777	人件費
市立高等学校寮運営経費	12,048	68	12,116	0	0	0	68	人件費
施設維持管理費	14,659	△ 2,000	12,659	0	0	0	△ 2,000	事業費の決定見込みによる
高等学校運営費	98,803	△ 5,778	93,025	0	0	0	△ 5,778	事業費の決定見込みによる
学校建設費	221,295	60,700	281,995	13,603	47,000	0	97	
空調設備整備事業	2,515	60,700	63,215	13,603	47,000	0	97	補助内示見込みによる
社会教育費	3,397,771	54,540	3,452,311	△ 5,785	56,000	117	4,208	
社会教育総務費	851,664	17,666	869,330	△ 1,335	0	62	18,939	
職員費	458,031	10,266	468,297	0	0	0	10,266	人件費
校区公民館活動推進	20,180	67	20,247	0	0	0	67	人件費
かごしま文化工芸村管理運営事業	21,544	287	21,831	0	0	2	285	人件費
社会教育事務費	165,778	9,690	175,468	0	0	54	9,636	人件費
かごしま文化工芸村管理運営事業 (報酬分)	9,656	895	10,551	0	0	5	890	人件費
学校支援ボランティア事業	45,539	△ 3,539	42,000	△ 1,335	0	1	△ 2,205	人件費 事業費の決定見込みによる
								288 △3,539

文化財保護費	244,608	△ 11,422	233,186	△ 2,758	0	0	△ 8,664	
埋蔵文化財保護管理事業	23,391	△ 3,000	20,391	0	0	0	△ 3,000	事業費の決定見込みによる
世界遺産保全・活用事業	48,083	△ 5,322	42,761	△ 1,208	0	0	△ 4,114	事業費の決定見込みによる
山紫水明の玉里邸庭園再生事業	15,450	△ 3,100	12,350	△ 1,550	0	0	△ 1,550	事業費の決定見込みによる
公民館費	529,822	28,510	558,332	0	0	35	28,475	
公民館管理運営費	201,774	429	202,203	0	0	2	427	人件費
公民館管理運営費（報酬分）	73,936	5,878	79,814	0	0	33	5,845	人件費
地域公民館整備事業	232,734	22,203	254,937	0	0	0	22,203	事業費の決定見込みによる
女性青少年教育費	92,141	△ 4,727	87,414	△ 1,692	0	9	△ 3,044	
青少年教育事務費	25,168	2,396	27,564	0	0	9	2,387	人件費
はたちの集い	3,499	18	3,517	0	0	0	18	人件費
子ども体験活動支援情報誌 作成事業	1,086	134	1,220	0	0	0	134	人件費
子ども会育成事業	8,420	△ 2,200	6,220	0	0	0	△ 2,200	事業費の決定見込みによる
新・郷中教育推進事業	48,428	△ 5,075	43,353	△ 1,692	0	0	△ 3,383	事業費の決定見込みによる

少年自然の家費	75,045	2,170	77,215	0	0	4	2,166	
少年自然の家一般事務費	4,686	383	5,069	0	0	0	383	人件費
少年自然の家主催事業	3,690	22	3,712	0	0	0	22	人件費
少年自然の家一般事務費 (報酬分)	15,058	1,713	16,771	0	0	4	1,709	人件費
次世代を切り拓く青少年育成事業	3,253	13	3,266	0	0	0	13	人件費
少年自然の家主催事業(拡充分)	302	39	341	0	0	0	39	人件費
美術館費	241,281	△ 19,845	221,436	0	△ 16,900	5	△ 2,950	
美術館管理費(嘱託員等経費)	13,066	521	13,587	0	0	0	521	人件費
美術館管理費	95,440	7,434	102,874	0	0	5	7,429	人件費 事業費の決定見込みによる
美術館施設整備事業	10,475	△ 9,000	1,475	0	0	0	△ 9,000	事業費の決定見込みによる
美術館省エネルギー推進LED照明化事業	65,000	△ 18,800	46,200	0	△ 16,900	0	△ 1,900	事業費の決定見込みによる
図書館費	646,621	64,232	710,853	0	89,800	0	△ 25,568	
図書館運営事業	10,892	314	11,206	0	0	0	314	人件費
図書館・科学館ストックマネジメント等事業	157,634	63,918	221,552	0	89,800	0	△ 25,882	事業費の決定見込みによる 財源組替
生涯学習プラザ費	611,820	△ 22,044	589,776	0	△ 16,900	2	△ 5,146	
生涯学習プラザ一般事務費	3,133	310	3,443	0	0	2	308	人件費
生涯学習プラザ・男女共同参画センター施設整備事業	467,526	△ 22,354	445,172	0	△ 16,900	0	△ 5,454	事業費の決定見込みによる

保健体育費	1,752,529	△ 14,949	1,737,580	0	△ 9,600	5	△ 5,354	
保健体育総務費	341,502	3,284	344,786	0	0	5	3,279	
職員費	154,298	2,413	156,711	0	0	0	2,413	人件費
一般事務費	8,931	871	9,802	0	0	5	866	人件費
保健体育指導費	561,029	△ 1,420	559,609	0	0	0	△ 1,420	
学校プール管理運営事業	109,960	△ 1,420	108,540	0	0	0	△ 1,420	事業費の決定見込みによる
学校給食センター費	849,998	△ 16,813	833,185	0	△ 9,600	0	△ 7,213	
学校給食センター事務管理費	17,380	1,362	18,742	0	0	0	1,362	人件費
学校給食センター施設設備機器整備事業	149,201	△ 18,175	131,026	0	△ 9,600	0	△ 8,575	事業費の決定見込みによる
災害復旧費	77,000	△ 61,400	15,600	△ 30,700	△ 30,700	0	0	
桜島連続降灰除去事業費	65,000	△ 61,400	3,600	△ 30,700	△ 30,700	0	0	
降灰除去事業費	65,000	△ 61,400	3,600	△ 30,700	△ 30,700	0	0	
学校校庭降灰除去事業	65,000	△ 61,400	3,600	△ 30,700	△ 30,700	0	0	事業費の決定見込みによる

【歳入予算】

(単位：千円)

款 項 目	補 正 前 の 予 算 額	補 正 予 算 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
国庫支出金	655,190	1,358,738	2,013,928			
国庫負担金	497,904	82,926	580,830			
教育費国庫負担金	497,904	82,926	580,830	義務教育学校整備費	82,926	負担率 1/2 校舎 桜島学校 68,036 屋内運動場 桜島学校 14,890 補助決定による
国庫補助金	157,286	1,275,812	1,433,098			
教育費国庫補助金	124,786	1,306,512	1,431,298	教育指導費	△ 4,151	補助率 1/2 デジタル田園都市国家構想交付金 △ 5,843 電子黒板整備事業費 事業費の決定見込みによる 補助率 1/3 フレンドルーム支援事業費 1,692 補助決定による
				要保護児童生徒扶助費	△ 137	補助率 1/2 小学校 80 中学校 △217 事業費の決定見込みによる
				学校支援ボランティア事業費	△ 1,335	補助率 1/3 事業費の決定見込みによる
				埋蔵文化財発掘調査費	△ 1,208	補助率 1/2 世界遺産保全・活用事業 事業費の決定見込みによる
				文化財保存事業費	△ 1,550	補助率 1/2 山紫水明の玉里邸庭園再生事業 事業費の決定見込みによる
				女性青少年教育費	△ 1,692	補助率 1/3 新・郷中教育推進事業 事業費の決定見込みによる

					太陽光発電等導入事業費	2,331	補助率 1/2 学校施設環境改善交付金 義務教育学校 桜島学校 補助決定による	
					学校体育施設整備費	3,528	補助率 1/3 学校施設環境改善交付金（プール） 義務教育学校 桜島学校 補助決定による	
					学校給食施設整備事業費	916	補助率 1/2 学校施設環境改善交付金 義務教育学校 桜島学校 補助決定による	
					屋外環境整備事業費	1,778	補助率 1/3 学校施設環境改善交付金 義務教育学校 桜島学校 補助決定による	
					事務局費	1,195	補助率 1/2 新しい地方経済・生活環境創生交付金 学校給食費等管理システム整備事業 補助内示見込みによる	
					大規模改造事業費	926,758	補助率 1/2 学校施設環境改善交付金（バリアフリー整備） 小学校 坂元台小、星峯西小 60,978 中学校 緑丘中ほか3校 135,958 補助率 1/3 学校施設環境改善交付金（長寿命化） 小学校 吉野小ほか2校 275,205 中学校 桜丘中ほか2校 220,334 学校施設環境改善交付金（予防的な改修） 小学校 田上小、和田小 35,849 中学校 天保山中 17,477 学校施設環境改善交付金（外壁改修等） 小学校 坂元台小ほか13校 126,065 中学校 清水中ほか6校 54,892 補助内示見込みによる	

					危険建物改築費	328,630	補助率 1/3 学校施設環境改善交付金 中学校 紫原中、城西中 補助内示見込みによる	
					桜島降灰防除施設整備費	51,449	補助率 2/3 学校施設環境改善交付金 中学校 緑丘中ほか7校 29,270 補助率 1/2 学校施設環境改善交付金 高等学校 玉龍高 13,603 補助率 1/3 学校施設環境改善交付金 小学校 石谷小 7,329 中学校 松元中 1,247 補助内示見込みによる	
		災害復旧費国庫補助金	32,500	△ 30,700	1,800	学校校庭降灰除去事業費	△ 30,700	補助率 1/2 事業費の決定見込みによる
県支出金		21,443	8,083	29,526				
	委託金	21,443	8,083	29,526				
	教育費委託金	8,500	8,083	16,583	スクールカウンセラー配置事業委託金	8,083	スクールカウンセラー配置事業費 交付決定による	
諸収入		4,225,211	2,112	4,227,323				
	雑入	4,225,211	2,112	4,227,323				
	雑入	4,225,211	2,112	4,227,323	労働保険料	1,112		
					諸雑入	1,000	リーディングDXスクール事業受託費	

市債	1,690,900	4,014,700	5,705,600			
市債	1,690,900	4,014,700	5,705,600			
教育債	1,658,400	4,045,400	5,703,800	義務教育施設等整備事業債	3,999,000	桜島地域学校規模適正化推進事業費 校舎等施設整備事業費
				生涯学習プラザ整備事業債	△ 16,900	生涯学習プラザ整備事業
				美術館整備事業債	△ 16,900	美術館省エネルギー推進LED照明化事業
				学校給食センター整備事業債	△ 9,600	学校給食センター施設設備機器整備事業
				図書館整備事業債	89,800	図書館・科学館ストックマネジメント等事業
災害復旧債	32,500	△ 30,700	1,800	桜島連続降灰除去事業債	△ 30,700	学校校庭降灰除去事業

2 繰越明許費 補正

(単位：千円)

款	項	目	事業名	金額	説明	
教育費	教育総務費	事務局費	桜島学校整備推進事業	1,920,818	桜島学校新校舎建設の工期延長による	
			学校給食費等管理システム整備事業	2,390	システム構築業務の契約期間変更による	
	小学校費	学校建設費	校舎・屋体等整備事業	1,718,296	国の補助内示見込み等による	
			空調設備整備事業	37,131	国の補助内示見込みによる	
	中学校費	教育振興費	教師用教科書・指導書購入費	161,596	教科書調達に一定の期間を要することによる	
			学校建設費	校舎・屋体等整備事業	1,476,133	国の補助内示見込みによる
				空調設備整備事業	130,414	国の補助内示見込みによる
				校舎建替事業	1,547,299	国の補助内示見込みによる
	高等学校費	学校建設費	空調設備整備事業	60,700	国の補助内示見込みによる	
	社会教育費	公民館費	地域公民館整備事業	130,740	屋内運動場屋根補修工事設計に期間を要することによる（城西公民館） 桜島地域における義務教育学校新築工事の入札不調による（桜島公民館）	
図書館費		図書館・科学館ストックマネジメント等事業	97,738	科学館外壁補修の工期延長による		

3 事故繰越

(単位：千円)

款	項	目	事業名	金額	説明
教育費	教育総務費	事務局費	桜島学校整備推進事業	391,883	桜島学校新校舎建設の工期延長による

4 債務負担行為

(単位：千円)

款	項	事項	限度額	期間	特定財源			一般財源	説明
					国(県)支出金	地方債	その他		
教育費	教育総務費	桜島学校整備推進事業	3,593,464	6~8年度	943,489	1,344,600		1,305,375	令和6年度から令和8年度までの桜島学校整備推進事業にあたり、工期等を確保するため債務負担行為を設定するもの。
	社会教育費	地域公民館整備事業	188,414	6~8年度		188,400		14	令和6年度から令和8年度までの地域公民館整備事業（桜島義務教育学校・桜島公民館）にあたり、工期等を確保するため債務負担行為を設定するもの。

桜島学校整備推進事業・地域公民館整備事業

1 事業概要

本市初の義務教育学校となる桜島学校の開校のため、新校舎等の建設を行う。（令和8年4月に既存校を活用し開校予定）

【施設概要】

- ・新校舎建設場所 : 旧桜島溶岩グラウンド第一（27,593㎡）
- ・延床面積 : 学校分 9,456㎡ 公民館分 554㎡
- ・主な構造 : 鉄筋コンクリート造（2階一部鉄骨・木）
- ・構成 : 教室棟、管理棟、屋内運動場、屋内プール（桜島公民館、放課後児童クラブも併設）

2 経緯

6年5月～6月	1回目公告
7月	1回目入札不調
8月	2回目公告
10月	2回目入札不調
12月	既存校を活用し8年4月に桜島学校を開校することを決定

3 補正概要

入札参加事業者へのヒアリングを踏まえ、見積りの再徴取や工期の見直し等を含めた設計変更を行い、工事請負費等の増額を行うもの。

補正予算関係分（工事請負費と委託料）の概要 （単位：千円）

	全体予算（R6～7）	補正	全体予算（R6～8）
合計	5,085,925	1,121,647	6,207,572
学校分	4,758,567	1,050,028	5,808,595
公民館分	256,729	55,959	312,688
児童クラブ分	70,629	15,660	86,289

※全体予算及び補正には債務負担行為限度額を含み、債務負担行為の期間を8年度まで延長。

※6年度の当初及び補正を7年度に繰越明許設定し、6年度繰越分は事故繰越。

※児童クラブ分は、こども未来局で計上。

4 補正予算額

歳出 446,193千円 【学校分：423,990千円 公民館分：22,203千円】

歳入 460,579千円 【国庫補助金：91,479千円 市債：369,100千円】

(単位：千円)

	補正前の予算額	補正予算額	計	補正予算分の財源内訳		
				国庫補助金	市債	一般財源
桜島学校整備推進事業	1,527,232	423,990	1,951,222	91,479	369,100	△36,589
地域公民館整備事業	232,734	22,203	254,937	0	0	22,203

5 スケジュール

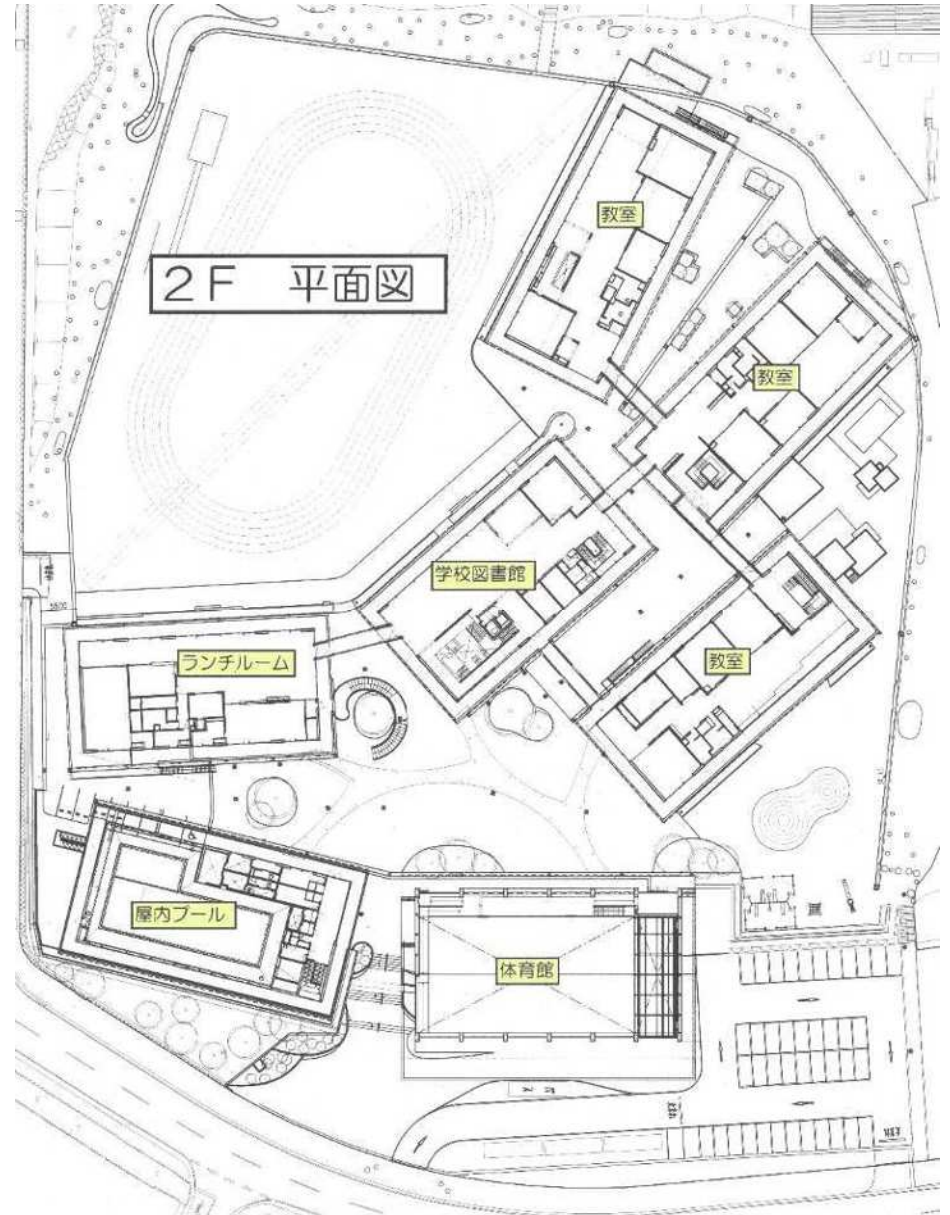
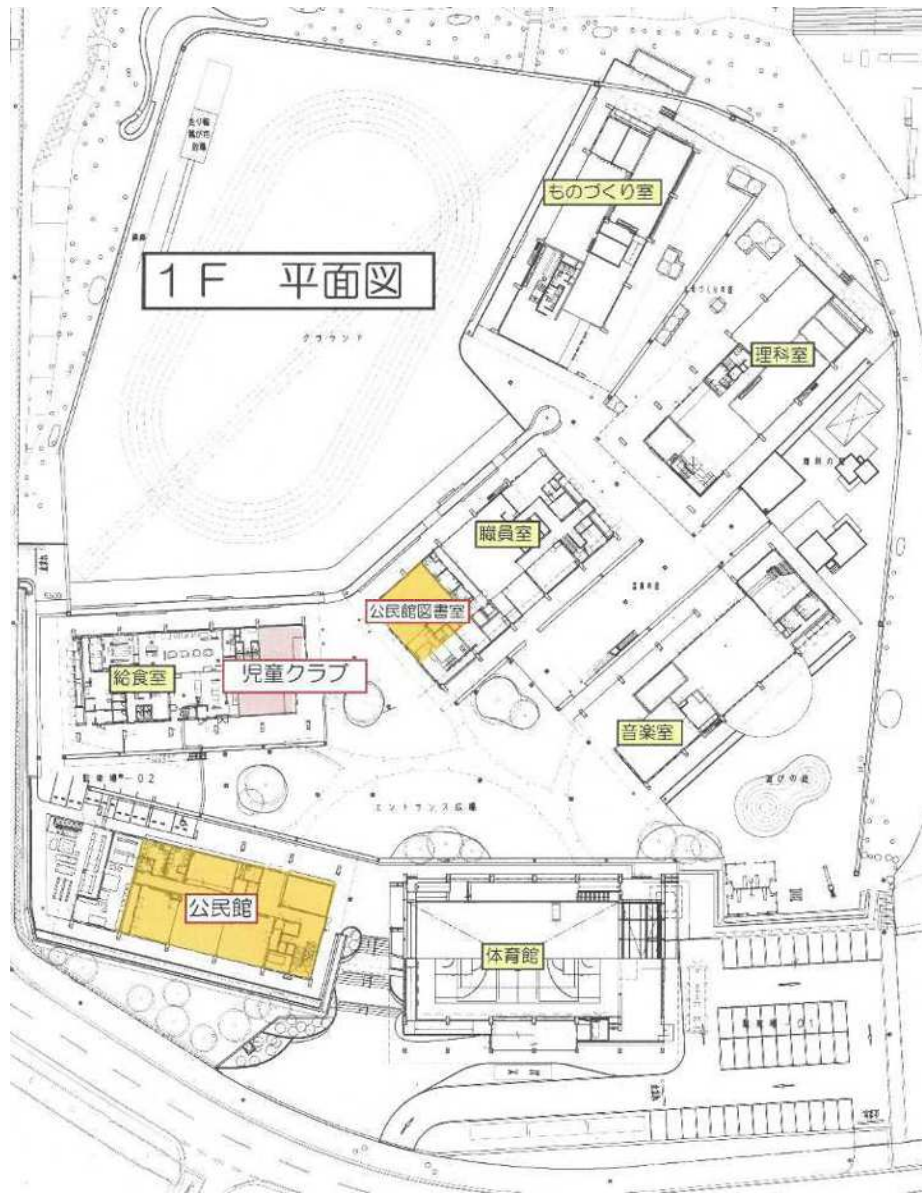
- 7年3月 告示
- 4月 入札・仮契約
工事請負契約議案の提出（直近の議会）
議決後に工事着工
- 9年2月 完成予定
- 4月 新校舎等の供用開始予定

【参考：イメージ図】



- A棟～C棟／教室棟
1階：特別教室 2階：教室、特別支援学級教室 など
- D棟 1階：公民館図書室・職員室 2階：学校図書館
- E棟 1階：給食室・児童クラブ
2階：ランチルーム、キッチン、地域活動室 など
- F棟 1階：公民館 2階：屋内温水プール
- G棟 体育館

【参考：配置図】



図書館・科学館ストックマネジメント等事業

1 概要

科学館外壁補修工事にあたり、工事請負費を増額する。

2 経緯

補修にあたり、外壁の打診調査を行ったところ、令和6年10月下旬、タイルの劣化により補修箇所が増加する見込みであることが判明し、工法等の再検討を行った結果、工事費の増額と工期の延長が必要となった。

このため、利用者の安全を考慮し、現計予算を活用し、科学館出入口周辺の補修工事を行いながら、残りの工事を行うため増額補正を行う。

3 補正予算額 63,918千円

(単位：千円)

当初予算額	流用額	補正予算額	計 ※	予算の財源内訳	
				特定財源（市債）	一般財源
51,095	4,835	63,918	119,848	89,800	30,048

※119,848千円のうち、97,738千円は繰越明許費を設定する。

4 スケジュール

6年 6月 契約締結（当初の工期：6月～令和7年1月）

10月 補修箇所の増加見込み判明

11月～12月 工法等の再検討、費用の再積算

7年 1月 変更契約締結（工期の延長：令和7年3月まで）

2月 補正予算議案提出

3月 変更契約締結（2回目・工期の延長：令和7年9月まで）

9月 工期末

令和7年度鹿児島玉龍中学校入学者選抜について

- 1 選抜検査日 令和7年1月18日(土)
【追加の選抜】
令和7年1月26日(日)
- 2 検査会場 鹿児島玉龍中学校・高等学校
- 3 当日の日程 8:50 ~ 9:10 (20分) 日程説明等
9:40 ~ 10:25 (45分) 適性検査Ⅰ
10:45 ~ 11:30 (45分) 適性検査Ⅱ
12:45 ~ 15:00 集団面接
【追加の選抜】
8:50 ~ 9:00 (10分) 日程説明等
9:05 ~ 9:50 (45分) 適性検査Ⅰ
10:05 ~ 10:50 (45分) 適性検査Ⅱ
※ 検査終了後に面接を実施する。

- 4 出願者数 401人(男子194人 女子207人)

年 度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
出願者数	497	462	293	332	321	401
出願倍率	4.14	3.85	2.44	2.77	2.68	3.34

- 5 受験者数 398人(男子193人 女子205人) [倍率: 3.32]
※ 1月18日(土)の辞退者は3人(男子1人、女子2人)
※ 追加の選抜受験者は2人(男子1人、女子1人)

6 選抜方法

入学者選抜委員会を構成し、適性検査Ⅰ・Ⅱ及び面接の結果並びに調査書その他必要な書類を資料として、受検者の適性を総合的に判断し、公正かつ適正に選抜を行う。

今回から、受検機会を公平に保つため追加の選抜を導入した。

- 7 合格者数 120人

8 結果発表等

- ・ 選抜結果を本人宛の簡易書留にて、1月24日(金)に郵送。
- ・ 追加の選抜の選抜結果については、1月27日(月)以降、同様に郵送。

- 9 今後の日程 入学者への説明 2月22日(土)~28日(金) (オンライン)
入学式 4月 8日(火) (中・高合同)